

令和3(2021)年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（基盤研究（B））  
交付決定通知書

坂田 泰史 様

さきに交付申請のありました令和3(2021)年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（基盤研究（B））につきましては、独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（平成15年独立行政法人日本学術振興会規程第17号。以下「取扱要領」という。）第11条第2項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、取扱要領第11条第4項の規定により通知します。

令和3年6月21日

独立行政法人日本学術振興会  
理事長 里 見 進  
(公印省略)

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、交付申請書（課題番号：21H02915）に記載のとおりとする。
- 2 補助金の交付決定額は、

直接経費 3,600,000円  
間接経費 1,080,000円  
合計 金 4,680,000円とする。
- 3 間接経費は、研究機関の管理等に必要な経費として、研究機関において執行するものとする。
- 4 補助金の確定額は、補助事業に要した経費と補助金の交付決定額とのいずれか低い額とする。
- 5 補助条件は、別紙のとおりとする。
- 6 この交付決定に対し不服があるときは、取扱要領第12条第1項の規定に基づき、令和3(2021)年6月28日までに、申請の取下げをすることができる。

令和4(2022)年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）  
（挑戦的研究（萌芽））交付決定通知書

坂田 泰史 様

さきに交付申請のありました令和4(2022)年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（挑戦的研究（萌芽））につきましては、独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（平成23年独立行政法人日本学術振興会規程第19号。以下「取扱要領」という。）第11条第2項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、取扱要領第11条第4項の規定により通知します。

令和4年8月25日

独立行政法人日本学術振興会

理事長 杉 野 剛

（公印省略）

記

- 1 助成金の交付の対象となる事業及び内容は、交付申請書（課題番号：22K19526）に記載のとおりとする。
- 2 助成金の交付決定額は、

|      |                |
|------|----------------|
| 直接経費 | 5,000,000円     |
| 間接経費 | 1,500,000円     |
| 合計 金 | 6,500,000円とする。 |
- 3 間接経費は、研究機関の管理等に必要な経費として、研究機関において執行するものとする。
- 4 助成金の確定額は、補助事業に要した経費と助成金の交付決定額とのいずれか低い額とする。
- 5 交付条件は、別紙のとおりとする。
- 6 この交付決定に対し不服があるときは、取扱要領第12条第1項の規定に基づき、令和4(2022)年9月1日までに、申請の取下げをすることができる。

大阪大学  
学長 西尾 章治郎 殿

国立研究開発法人日本医療研究開発機構  
理 事 長 末 松 誠



平成 29 年度 再生医療実現拠点ネットワークプログラム（疾患特異的 iPS 細胞の利活用促進・難病研究加速プログラム）に係る提案の採否について

標記の件、ご応募いただいた内容について公募要領に定めた方法に基づき厳正な審査を行い、下記の通り決定しましたのでご連絡いたします。

記

1. 選考結果： 採択
2. 研究開発課題名： 難治性心筋症疾患特異的 iPS 細胞を用いた集学的創薬スクリーニングシステムの開発と実践

研究開発提案者： 宮川 繁



03 医研第 6202 号

22bm0804008h0006

## 委託研究開発契約書

国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「甲」という。)は、国立大学法人大阪大学(以下「乙」という。)と甲の再生医療実現拠点ネットワークプログラム疾患特異的 iPS 細胞の利活用促進・難病研究加速プログラム(以下「本事業」という。)における研究開発の委託に関し、次のとおり合意し、委託研究開発契約(以下「本契約」という。)を締結する。

### (契約項目)

甲は、乙を「大学等」と認め、乙に対し、当事業年度(以下(3)に定義する。)について、次の研究開発を委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 研究開発課題名:「難治性心筋症疾患特異的 iPS 細胞を用いた集学的創薬スクリーニングシステムの開発と実践」(以下「本研究開発課題」という。)
- (2) 研究開発担当者名・所属及び役職: 宮川 繁 大学院医学系研究科・教授
- (3) 委託期間: 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1事業年度(以下「当事業年度」という。)